

○行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料について

(平成29年5月25日通達第34号)

改正 令和4年6月21日通達第496号 令和5年3月23日通達第31号

(目的)

第1条 この通達は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）における個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第119条第5項及び第6項に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この通達において法、個人情報保護規程（平成17年規程第6号）及び行政機関等匿名加工情報の提供等について（平成29年通達第33号。以下「提供通達」という。）において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義とする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第3条 提供通達第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 提供通達第7条第1項において準用する情報公開事務手続きについて（平成15年通達第14号）第11条第1項の規定により意見書の提出の機会を与える当該第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）
- (3) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

(作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第4条 提供通達第10条第1項各号に定める提案に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 前条と同一の額
- (2) 前条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を納付した者 12,600円

(手数料の納付方法)

第5条 前2条の手数は、総務部総務課（以下「総務課」という。）個人情報窓口に来訪の上現金若しくは郵便為替をもって納付又は振込により納付を受け付けるものとする。ただし、当該方法によらない場合であっても適正なものについてはこれを受け付けるものとする。

- 2 総務課個人情報窓口において現金又は郵便為替の納付を受けたときは、領収書を交付することとする。振込による納付を受けた場合は、原則として銀行振込明細書をもって領収書の発行に代えることとするが、納付者が希望する場合は、領収書を交付することができる。

(過誤納等の手続き)

- 第6条 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料が納付されていない場合は、総務課個人情報窓口において提案者に連絡をとり、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書を返戻するとともに、所要の手数料を納付する等の手続きを求めるものとする。
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料が不足している場合は、総務課個人情報窓口において提案者に連絡をとり、所要の手数料の不足額を追納する等の手続きを求めるものとする。
- 3 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料が多いときは、提案者に連絡をとり、次のいずれかの方法により処理するものとする。
- (1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書を返戻するとともに、正しい額を納付の上行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みをしよう求める。
- (2) 契約手続を開始した上で、後に還付手続きをとる。
- 4 正当な手続きにより納付された手数料については、第3項に規定する場合を除き返還しないものとする。

附 則

この通達は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和4年6月21日通達第496号）

この通達は、令和4年6月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月23日通達第31号）

この通達は、令和5年4月1日から施行する。